

## 2 個別的な人権問題に対する取組

### 部落問題を解決するための教育

#### (1) 現状

国においては、1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」を受けて1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」を制定しました。県においても、30年余りにわたって法律に基づく様々な事業を実施し、部落問題を背景とした教育的に不利な環境のもとにある子どもに対する教育を受ける機会の保障と、学力状況・進路状況の改善、住宅や道路をはじめとする生活環境の基盤整備、人権意識を高めるための教育・啓発等の取組を進めてきました。

しかし、依然として、部落差別につながる意識やそれに起因する差別的言動が存在しており、近年では情報化の進展の中で、インターネット上に偏見や差別を助長する情報が流布される事案も発生しています。また、県が2013(平成25)年に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」等の結果からは、結婚や土地購入等に係わって差別意識が根深く残っていることが明らかになりました。このような意識や差別の実態は、被差別の立場に置かれた人々の生活の様々な場面に影響を及ぼし、不安や生きづらさをもたらします。学校教育においては、部落問題についての正しい知識や人権感覚が身に付いていなかったり、部落問題と自分との係わりが見いだせていなかったりする子どもの実態が指摘されています。

国は、2016(平成28)年に「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「部落差別解消推進法」)を制定しました。この法律は、現在もなお部落差別が存在することを明示しています。また、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることをふまえて、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育・啓発を実施するよう規定しました。基本理念にのっとって必要な取組を進めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的としています。2017(平成29)年に内閣府が行った世論調査<sup>(\*1)</sup>からも、部落問題を解決するうえで教育に対する期待が高いことがうかがえます。これらをふまえ、すべての学校において部落差別を解消するための取組を充実させていくことが求められています。

\*1 「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)において、「部落差別等の同和問題を解消するために、今後どうすればよいと思いますか」という設問で、「行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講すべき」を挙げた割合が40.8%であった。これは「人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき」(50.6%)に次いで2番目に多い回答であった。

#### (2) 推進の視点

- 部落問題の解決を自分の課題として受けとめ、不当な差別のない社会の実現に展望を見いだし、行動しようとする子どもを育むこと
- 被差別の視点から教育課題を明らかにし、子どもの進路に対する意欲や学力を高める取組を軸に、進路を切り拓く力を養うこと
- 部落差別を温存し助長する社会の状況を変革する力を養うこと

#### (3) 具体的な取組

##### ■ 部落問題に対する理解と認識を深める学習の充実

「部落差別解消推進法」において部落差別を解消するための教育を行うことが定められたことをふまえ、部落差別の解消に向けた取組の歴史や現状、人権に係わる様々な活動や法整備の進展等について理解することにより、差別解消への展望を持てるよ

うにすることが重要です。これらの学習を、子どもや地域の実態に応じて、人権教育推進計画等に位置づけ系統的に進めることが大切です。

### ■ 自分と重ね合わせる学習の展開

被差別の立場に置かれた人々の思いや生き方を知り、自分の生い立ちや気持ちと重ね合わせることにより、すべての子どもが部落問題との係わりを見いだし、その解決に向けて主体的に行動できるようになりますことが大切です。

### ■ 課題解決への意欲を育む学習活動の工夫

差別をなくすために活動している施設への訪問やゲストティーチャーとの出会い等を通して、部落差別の解消に向けた具体的な活動等を体験的に学ぶことが重要です。また、人権問題について、子どもが仲間、地域の人々、家族等と話し合い、意識を高める機会を設けることも有効です。

### ■ 豊かな関係性の構築と人権感覚の育成

「つづる」「語る」活動等を通して、自分のことを伝えたり他者の思いを知ったりする機会を設け、それぞれの存在を認め合う関係性を築いていくことが大切です。その中で、自己についての肯定的態度や、他者の思いや願いを共感的に受容できる想像力や感受性を培い、自他の人権を尊重しようとする人権感覚を育成することができます。

### ■ 部落問題を解決するためのメディア・リテラシーの育成

部落差別を助長・誘発するような情報が流布されている現状に対応するため、部落問題に関する正しい知識をもとにメディアを読み解き活用する力を育成することが求められています。

### ■ 子ども、家庭・地域の実態に基づく取組の推進

人権教育推進協議会、家庭訪問、保護者懇談会等の機会を通して、子どもたちの身近にある部落差別に係わる意識や実態を把握し、教育課題を明らかにすることが必要です。それをふまえ、子どもたちが差別を見抜き、なくしていくための力を付ける取組を構築することが大切です。

### ■ 家庭・地域との連携と信頼関係の構築

家庭・地域と連携し、部落問題を解決するための教育を進める必要があります。取組内容を保護者等に公開したり、PTA活動として協働して取り組んだりすることにより、家庭・地域と共に理解を図るとともに信頼関係や協力関係を築き、地域ぐるみの推進体制を確立することができます。

### ■ 進路を切り拓く力の育成

教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力と進路を保障することが必要です。そのため大切なのは、子どもの実態を把握し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる環境づくりを進める中で、学習意欲を高め、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ることです。併せて、自尊感情を育むことを基本に、キャリア教育等を通して、進路を主体的に切り拓く実践力を養ったり、「統一応募用紙」がつくられた経緯等から公正な採用選考の必要性について理解を深めたりする学習を進めることができます。

### ■ 教職員の資質向上と推進体制の確立

「差別の現実から深く学ぶ」という原則をもとに、部落問題と自らの係わりを見つめ直したり、同和教育の理念や成果について学んだりすることが大切です。また、取組を組織的・系統的に進めたり、人権侵害に対して的確に対応したりすることができるよう、管理職や担当者を中心とした教職員が一体となった校内推進体制を確立することが必要です。

## 障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育

### (1) 現 状

国においては、2011(平成23)年の「障害者基本法」改正、2013(平成25)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法(\*)1」)制定を経て、2014(平成26)年に「障害者の権利に関する条約(\*)2」(以下、「障害者権利条約」)を批准しました。この条約は、障がいの「社会モデル(\*)3」の考え方に基づいており、無差別及び、障がい者の社会への完全な包容(インクルージョン)等を原則として定めています。また、障がい者に対して「不当な差別的取扱いをすること」だけでなく、「合理的配慮(\*)4」をしないこと」も差別であるとしています。

三重県では、これまで、誰もが障がいの有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、支え合い、地域で共に暮らす共生社会づくりに取り組んできました。2016(平成28)年には「三重県手話言語条例」を制定し、手話は「ろう者が情報を取り得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語」であるという基本的認識のもと、共生社会の実現を図ることを明記しました。

教育に係わっては、仲間づくりの視点を大切にしながら、すべての子どもが同じ場で共に学ぶことを基本とする取組を進めてきました。

しかし、社会には依然として、障がい者があたりまえに生活することを妨げる社会的障壁(\*)5)が存在し、そのために、障がい者は不利益を被ることが多く、自立と社会参加が阻まれている状況にあります。学校においても、障がいに関する無知や障がい者に対する偏見に基づく子どもの差別的言動等が発生しているという課題があります。

\*1 「障害者差別解消法」は2016(平成28)年に施行された。

\*2 教育に係わっては、インクルーシブ教育システムが、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されることなく、生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要であると示されている。

\*3 障がいは個人の心身の機能障がいに起因する問題だとする、いわゆる「個人(医学)モデル」の考え方に対し、障がいは社会がつくり出しているものだという考え方を「社会モデル」と言う。

\*4 「障害者権利条約」では「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義している。

\*5 内閣府は「障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障害のある方への偏見など)その他一切のもの」と定義している。

### (2) 推進の視点

- 障がいは社会がつくり出しているという社会モデルの考え方方に立って、障がい者の人権に係わる問題を解決していくことを子どもを育むこと
- 「障害者権利条約」の内容をふまえ、障がいのある子どもとまわりの子どもが共に育つことを大切にすること
- すべての選択や決定において、一人ひとりの子どもの意思を尊重すること

### (3) 具体的な取組

#### ■ 障がい者の権利保障に係わる学習の充実

社会モデルの考え方について理解を深める取組を充実させることが重要です。その際に大切なのは、バリアフリー・ユニバーサルデザインの理念や事例、合理的配慮の考え方等について理解したり、障がい者の人権に係わる問題と自分との係わりを見いだし、課題解決に向けて主体的に行動する意欲を育んだりする学習を展開することです。これらの学習を進めるにあたっては、障がい者が社会、経済、文化その他のあら

ゆる分野の活動に参加できるようにすることは、特別なことではなく基本的人権の保障であることに気づかせることが大切です。

### ■ 共に生き、共に学ぶ機会の充実

共に生き、共に学ぶことを基本とし、学校内や学校間での子どもどうしの交流や共同学習等の充実を図ることが重要です。その際には、すべての子どもの生き方を豊かにするという視点で仲間づくりを進めることができます。その取組は、将来、共に働き、共に社会をつくっていこうとする意欲を育むことにもなります。

### ■ 差別的言動を批判的にとらえる力の育成

インターネット上や学校において、障がい者の人権に係わる差別的言動が発生している状況に対応するため、その差別性を見抜く力を育むことが求められています。そのためには、差別的言動を含めた様々な差別に対する障がい者やその家族等の思いに触れ、似たような思いを抱いた経験を振り返ることで、その思いを共感的に理解する取組が大切です。併せて、障がい者の権利について理解を深めることが必要です。

### ■ 一人ひとりの教育課題に応じた教育内容の充実

学校での子どもの様子を観察するだけでなく、家庭訪問等により、家庭での生活の様子や家族の状況等を把握し、教育課題を明らかにしていく必要があります。また、一人ひとりの障がいの特性に応じた中・長期的な支援を示す「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成・活用することを通して、個に応じた指導・支援の充実を図ることも重要です。さらに、情報引継ぎツールも活用しながら、保護者と連携とともに、就学前から各学校段階において、指導・支援に必要な情報を確実に引き継ぐことが大切です。

### ■ 進路決定に向けた支援の充実

障がいのある子どもが進路を主体的に選択できるよう、キャリア教育を計画的・組織的に進めることや学校間で連携を深めることができます。また、一人ひとりの希望と適性に合った進路を実現できるよう、福祉施設や一般事業所(企業)、大学等と連携し、多様な進路を開拓したり、必要な資格の取得や学力保障のための取組を進めたりすることが大切です。

### ■ 推進体制と教育環境の充実

学校全体で取組を推進する体制をつくることが必要です。それにあたっては、人権教育推進委員会等代表者と特別支援教育コーディネーターが連携することが重要です。また、地域におけるセンター的機能を有する特別支援学校や関係機関等と連携し、教育相談体制を充実させることも大切です。併せて、学校内での様々な行事や活動、施設や設備、情報伝達等のあり方を見直すなど、教育環境の充実に努めることが求められています。

### ■ 教職員の資質と指導力の向上

「障害者権利条約」等の内容についての理解を深めることができます。その際に大切なのは、障がいに対する自分の認識を問い合わせたり、就労実態等、障がい者を取り巻く現状を知ったりすることです。さらに、障がいの社会モデルの考え方に基づき、社会にある障壁をなくしていくという視点を持って研修<sup>(\*)6</sup>を進めることができます。これらをふまえ、「障害者権利条約」の理念を実現するためには、障がいのある子どもとまわりの子どもにどのような力を育む必要があるのかについて考え合うことが不可欠です。

\*6 障がいの社会モデルの考え方立脚した研修として「障害平等研修」がある。これは障がい者との対話を通じて、障がい者が日常生活で直面する社会的障壁を参加者自らが発見し、それがつくり出される原因と構造を理解し、それを解消することをめざして行われるものである。

## 外国人の人権に係わる問題を解決するための教育

### (1) 現 状

国においては、2016(平成28)年に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下、「ヘイトスピーチ解消法」)を施行し、ヘイトスピーチをなくすための取組を進めています。しかし、依然として、外国人住民<sup>(\*1)</sup>に対する差別的言動が街頭やインターネット上などで行われており、日本で生活することに不安や恐怖を感じている外国人住民がいます。また、居住や労働環境に係わる不利な取扱いが行われている実態もあります。さらに、在日韓国・朝鮮人等の在日外国人が日本で暮らすことになった歴史的経緯等について十分に認識されているとは言えない状況も見られます。

三重県には、在日韓国・朝鮮人等の終戦前から引き続き日本に居住する人々とその子孫、ブラジル等の南米出身者や、アジア出身者等、外国人住民が数多く<sup>(\*2)</sup>生活しています。また、公立小中学校等及び県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒<sup>(\*1)</sup>は増加傾向にあります。そのような中、外国籍の子どもが公立小中学校等へ就学を希望する場合、「国際人権規約」「児童の権利に関する条約」等の規定をふまえ、無償で受け入れるとともに、就学援助、日本語指導や適応指導等の取組をNPO等と連携して行うなど、教育を受ける権利の保障を図っています。

しかし、外国人児童生徒の中には、就学に関する情報不足、学校の受け入れ体制の不十分さ、保護者の不安定な生活状況、学習言語としての日本語を習得する困難等により、学校に行きづらかったり、高等学校等への進学を断念したりする子どももいます。また、日本語を話せる外国人児童生徒が、話せない保護者を否定的にとらえてしまう事例も見られます。さらに、社会に存在する偏見や差別意識、言語・文化・生活習慣等のちがいに対する理解の不十分さを背景に、差別的言動等が学校においても発生しています。これらのことにより、自らの文化的背景やルーツに自信や誇りを持てず、不安を感じながら学校生活を送る子どもがいます。

\*1 「外国人住民」「外国人児童生徒」という言葉は、本来外国籍の住民等を意味するが、本ガイドラインでは日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある住民や児童生徒も含めて使用している。

\*2 2017(平成29)年12月31日現在、住民基本台帳に基づく県内の外国籍を持つ人は47,665人で、県内総人口に占める割合は2.60%。

### (2) 推進の視点

- 日本と外国との歴史的経緯や、文化・価値観の多様性についての理解を深め、多文化共生社会を共に築こうとする子どもを育むこと
- 一人ひとりの文化的背景やルーツを尊重し、子どもどうしの関係を深めること
- 一人ひとりの実態に応じた言語面等の支援を充実させることにより、学ぶ力を高め、社会的に自立する力を養うこと

### (3) 具体的な取組

#### ■ 外国人の人権に関する理解を深める学習の充実

日本と朝鮮半島・ブラジル・中国・フィリピン等との歴史的経緯、外国人住民の生活実態等について理解を深められるよう取り組む必要があります。また、外国人に対する人権侵害や外国人の人権を尊重する取組の進展等について考え合う活動も不可欠です。その際には、「ヘイトスピーチ解消法」と関連づけ、在日韓国・朝鮮人等に対する偏見・差別の不合理さやその解消に向けて行動する大切さに気づかせることが重要です。これらの取組においては、人権学習指導資料等や地域教材を活用したり、学級・

学校に在籍している外国人児童生徒やその保護者等から話を聞く活動を取り入れたりすることが大切です。

### ■ 多文化共生社会を築く主体者を育てる教育の推進

言語・文化・生活習慣等のちがいから新しい発想を生み出したり、外国人の人権に係わる問題の解決に向けて主体的に行動したりする力を育む必要があります。そのためには、地域に暮らす外国人から日本での経験や思いを聞き取る活動、体験学習や交流活動、インターネットの活用等により、多様な文化を実感を持って理解するとともに、自分にとっての「あたりまえ」を問い合わせ取組を進めることができます。その際、保護者、NPO、ボランティア団体、海外派遣教員等、幅広い経験と知識を有する学校内外の人々や関係機関と連携・協働することで、より効果的な取組にすることができます。

### ■ 自尊感情を高める取組の推進

外国人児童生徒が、言語・文化・生活習慣、価値観等をまわりから認められ、名前を含めた自らのルーツや生い立ち、家族を肯定的にとらえることができるよう取組を進める必要があります。また、教育相談を充実させたり、仲間づくりの取組を進めたりすることにより、不安や悩みを話せる環境をつくることが求められています。取組の際には、子どもの実態に応じて母語を活用する機会を設けることも大切です。

### ■ メディアを読み解き活用する力の育成

インターネット上や学校において、外国人に対する無知や偏見に基づいた差別的言動が発生している状況に対応するため、メディアを読み解き活用する力を養う必要があります。そのためには、歴史や現状等に関する理解を深めるとともに、差別的言動を含めた様々な差別に対する外国人の思いに触れ、似たような思いを抱いた経験を振り返ることで、その思いを共感的に理解する取組が大切です。

### ■ 進路決定に向けた支援の充実

多言語によるガイドブックやガイダンスの活用等により、就学の案内や学校制度、高等学校入学者選抜における「海外帰国生徒・外国人生徒に係る特別枠入学者選抜」等の進学に関する制度等の情報を提供することが不可欠です。また、様々な外国人向けの相談機関や大学、企業等の関係機関と連携・協働したり、支援のための取組内容等について外国人学校等を含めた学校間で情報共有したりすることが求められています。

### ■ 学習を支援する取組の充実

先進的な実践事例やJSLカリキュラム(\*)等の日本語指導に係わる効果的な指導方法・指導内容をふまえ、日本語習得状況に応じた学習支援を充実させる必要があります。また、外国人児童生徒巡回相談員による日本語指導や学校生活への適応指導等の充実を図ることが大切です。そのため重要なのは、外国人児童生徒の学習状況や生活実態を把握したうえで取組を構築したり、家庭や地域、関係機関と連携したりすることです。

### ■ 教職員の資質と指導力の向上

外国人児童生徒が置かれている状況を情報共有する中で、「外国人差別の現実はどこに現れているか」等について話し合ったり、外国人に対する自分の認識を問い合わせたりする必要があります。また、外国人に対する差別をなくすための取組や、日本と外国との歴史的経緯等についての理解を深めることが重要です。さらに、外国人児童生徒やその保護者との対話等を円滑にするために、「やさしい日本語(\*)」について学ぶことも大切です。

\*3 JSLはJapanese as a second language(第2言語としての日本語)の略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

\*4 日本語があまり堪能でない人にも伝わるように、言葉づかいや話し方・書き方を工夫した表現。

## 子どもの人権に係わる問題を解決するための教育

### (1) 現 状

三重県では、2011(平成23)年に「三重県子ども条例」、2014(平成26)年に「三重県いじめ防止基本方針」、2016(平成28)年に「三重県子どもの貧困対策計画(<sup>※1</sup>)」、2018(平成30)年に「三重県いじめ防止条例」を定め、子どもの権利を保障する取組を進めています。

しかし、依然として、いじめ、体罰、虐待等、子どもの生命や身体の安全に係わる深刻な問題が起こっています。公立小中学校等における不登校児童生徒数も増加しています(<sup>※2</sup>)。また、スマートフォン等の普及によって利便性の向上がもたらされた一方で、インターネットを介したコミュニケーションにおいてトラブルが発生したり、児童買春や児童ポルノ等の犯罪に巻き込まれる危険性が高まったりしています。さらに、家庭の経済的状況が子どもの学力や進路、健康等に影響を及ぼしている実態も指摘されています。加えて、少子化や核家族化の進行、情報化の進展、地域社会の関係性の希薄化等によって、人間関係を構築する力や社会性の低下が危惧されています。

教育を取り巻く社会情勢の変化が激しい中、子どもを権利の主体として位置づけ、他者と協働して直面する課題に主体的に対応する力を付けていくことが求められています。

\*1 子どもの貧困問題については、「貧困等に係る人権課題」(P. 25)を参照。

\*2 2016(平成28)年に、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供、その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立した。

### (2) 推進の視点

- 自他の命を尊重するとともに、自他の人権を守るための実践行動ができる子どもを育むこと
- 「児童の権利に関する条約」の内容をふまえ、子どもを権利の主体としてとらえるとともに、自主的な活動を保障すること
- いじめ、虐待、不登校等の問題に対応するため、保護者・地域住民や多様な主体との連携を深めること

### (3) 具体的な取組

#### ■ 子どもの権利に関する学習の推進

「児童の権利に関する条約」に定められている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」と自分たちの生活を関連づけてとらえ、自らを権利の主体であると実感できる学習を進めることが必要です。

#### ■ 自尊感情を高める取組の推進

子どもの自尊感情を高めるためには、家族等の身近な人との関わりや自分の生い立ち等を振り返ることを通して、自分は大切な存在であると実感できる取組の推進が必要です。また、様々な教育活動において「達成感を感じる」「他者から認められる」「人の役に立つ」といった体験を積み重ねられるよう工夫することが重要です。加えて、互いの考え方や気持ちを受けとめ合う場面を日常的に設定し、支え合うことができる集団をつくることも求められています。

#### ■ いじめを許さず行動する力の育成

「いじめは絶対に許されない」という認識のもと、「いじめられる側にも問題がある」という考え方の誤りや「傍観することもいじめにつながる」ことに気づかせることが大切です。また、子どもがいじめやいじめにつながる言動に気づいたとき、教職

員や家族、友だち、いじめに関する相談窓口に相談するなど、課題解決のために行動できる力を育む学習が必要です。そのためには、子どもが能動的に取り組めるよう学習展開を工夫し、いじめに関する問題を自分の問題として主体的に考えられるようにすることが重要です。

### ■ インターネットによるトラブル等を未然に防ぐ取組の推進

インターネットを使つたいじめや犯罪、個人情報等の流出、長時間利用がもたらす影響等に関する具体的な事例をもとにした学習を通して、インターネットの利便性だけでなく危険性に気づかせることが必要です。また、自分たちで利用のルールをつくるなど、子どもの主体的な取組を進めることも重要です。インターネットへの依存傾向のある子どもについては、その背景にある状況を把握し、対応を考える必要があります。取組にあたっては、保護者や関係機関等と連携・協働することが大切です。

### ■ 子どもが置かれている状況の把握と組織的な対応

いじめ・虐待・不登校等に対応するためには、その背景にある状況を把握することが不可欠です。そのために必要な取組としては、子どもや保護者との対話、家庭訪問、日記(生活ノート)の活用、教職員間の情報共有等が挙げられます。把握した状況をもとに取組を構築する際には、保護者、地域、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、児童相談所、児童養護施設、NPO等の民間団体等との連携や、学校間での情報共有を行い、組織的に対応することが大切です。

### ■ 安全で安心して過ごせる地域づくり

PTAや地域住民と連携・協働しながら、いじめをはじめとする人権侵害、子どもに対する犯罪等に係わる課題解決、未然防止対策や危機管理体制の整備を行う必要があります。その際には、「子ども支援ネットワーク」の活動等を活用することも有効です。また、子どもと地域との関係を深めるためには、体験活動やボランティア活動等の中で地域住民との出会いの場をつくることが大切です。

### ■ 自立をめざすキャリア教育の推進

子どもが社会的・職業的に自立する力を養うためには、多様な人生モデル・職業モデルとの出会いや体験活動を通して、将来の生き方や進路に展望を持つようにする必要があります。また、教育活動全体を通して、「自尊感情を高める」「多様な人々と協力する」「課題を発見し解決をめざす」取組を充実させることが重要です。その際に大切なのは、仲間との関わりによって本来持っている力を発揮できること、困難に直面しても粘り強く取り組めるようにすることです。取組にあたっては、学校間で連携を図り、早期から発達段階に応じて系統的・計画的に進める必要があります。

### ■ 学力を保障する学習指導の充実

主体的・対話的で深い学びにつながる学習活動を通して、子どもが「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感できるようにする必要があります。そのためには、互いの考え方や気持ちを伝え合い、受けとめ合えるような仲間との関係を構築することが求められています。また、家庭環境等の影響で学習意欲が低下している子どもに対して、その背景にある状況を把握し、実態に応じた支援を行うことが必要です。

### ■ 教職員の資質と指導力の向上

子どもが本来持っている力を引き出すためには、「児童の権利に関する条約」「三重県子ども条例」についての理解を深め、子どもを権利の主体としてとらえる必要があります。併せて、日頃の取組や子どもとの関わり方がそれらの内容をふまえたものになっているかを振り返ることも重要です。

## 女性の人権に係わる問題を解決するための教育

### (1) 現 状

三重県では、「男女共同参画社会基本法」の趣旨をふまえ、2000(平成12)年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、取組を進めています。

こうした中、女性の人権を尊重する意識は高まりつつありますが、依然として、性別による差別や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識、それらに基づく男性優位の慣行等が根強く存在しており、女性の生き方を様々な形で制約しています。そのことが、結婚や出産に伴う女性の離職率の高さや、非正規雇用に占める女性の割合の高さにも表れています。また、妊娠・出産・育児等に係わる、職場における不利益な取扱いも課題となっています。世界経済フォーラムが算出するジェンダー・ギャップ指数(GGI)<sup>(\*)1</sup>においても、日本は、特に政治分野と経済分野において男女間に格差があることが指摘されています。さらに、セクシュアル・ハラスメント<sup>(\*)2</sup>やドメスティック・バイオレンス(以下、DV)<sup>(\*)3</sup>、デートDV、ストーカー行為等の重大な人権侵害が依然として発生していることに加え、近年では、リベンジポルノ<sup>(\*)4</sup>も社会問題になっています。メディアにおいても、固定的な性別役割分担意識を助長したり、女性を性的対象としてのみ扱ったりする表現が見られます。

このような社会の状況や意識は、男女共同参画社会を推進する教育にも影響を及ぼしています。

\*1 各国の男女間の格差を、政治・経済・教育・健康の4分野のデータでランクづけしたもの。「ジェンダーギャップ指数2017」では、日本は144カ国中114位。

\*2 「スクール・セクシュアル・ハラスメント」(教職員から児童生徒等への性的な言動)も重大な人権侵害としてとらえる必要がある。また、厚生労働省の性的な言動に起因する問題の防止措置についての指針では、同性に対するものも含むこと、被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず措置の対象とすることを明記している。

\*3 配偶者やパートナー等、親密な関係にある、又はあった者からの身体的、精神的、性的、経済的な暴力。

\*4 元交際相手や元配偶者の性的な写真や動画等を、インターネット上で不特定多数に公開する嫌がらせ。

### (2) 推進の視点

- 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる暴力を許さず、男女が平等に生きていける社会を築こうとする子どもを育むこと
- 男女が対等の立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う社会をめざす、男女共同参画の理念をふまえること
- 性のあり方の多様性<sup>(\*)5</sup>をふまえ、単純に男女に二分する考え方にはとらわれないこと

\*5 「性的マイノリティの人権に係わる問題を解決するための教育」(P. 22)を参照。

### (3) 具体的な取組

#### ■ 男女共同参画社会に係わる学習の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活における相互協力、対等な立場での社会参画を実現するための学習を推進することが求められています。学習の際にには、男女の雇用機会の均等や共同参画社会づくり等、女性の権利保障に係る法律の内容やその意義を知ったり、社会や身近な生活の中にある固定的な性別役割分担意識を問い合わせたりする学習が大切です。

#### ■ 暝力を防止する教育の推進

あらゆる暴力を許さない姿勢と、暴力に依存せずに対等な人間関係を構築するスキルを育成することにより、セクシュアル・ハラスメントやDV、デートDV、ストーカー

行為等を防止することが重要です。取組を進める際に大切なのは、子どもたちを被害者にも加害者にもさせない視点を持つことです。

### ■ 子どもたちを守る環境づくりと相談機関についての学習の推進

子どもが、セクシュアル・ハラスメントやデートDV等の人権侵害から自分を守ることができるよう、校内の教育相談の取組を充実させるとともに、校外の様々な相談窓口やその機能等についての理解を深める学習が必要です。

### ■ 生命と性を尊重した教育の推進

性と生殖に係わる健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)<sup>(\*)6)</sup>が、女性の人権には不可欠であるという認識に立ち、男女が互いの身体的特性を十分理解したうえで、自己のあり方や生き方を考えられるよう、生命と性を尊重した教育を推進することが大切です。

### ■ ワーク・ライフ・バランスについての理解の促進

家事・育児・介護等の負担が女性に偏っている現状を変革し、男女が平等に自らの希望に沿った働き方や生活ができる環境を実現するため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についての理解を深める学習が求められています。その際には、ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人の人生を充実させるだけでなく、社会全体の発展のためにも不可欠であると気づかせることも重要です。

### ■ 女性の人権を侵害するような表現を読み解く力の育成

固定的な性別役割分担意識を助長するような表現や、女性の人権を侵害する性・暴力表現が流布されている状況に対応するため、メディアを批判的に読み解く力を育成することが大切です。そのためには、それぞれの生活の様々な場面を振り返り、意識や感性を問い合わせ直す取組を進める必要があります。

### ■ 方針決定への対等な立場での参画

あらゆる方針決定の場における、男女の対等な参画を促進することが求められています。具体的には、PTAや学校関係者評価委員会等の活動が、固定的な性別役割分担意識を前提に行われることのないよう留意したり、女性のPTA会長就任等、方針決定過程への女性の参画を促進したりすることです。

### ■ 家庭・地域と共に進める男女平等の環境づくり

男女共同参画の重要性等について、学校が家庭・地域に情報発信を行ったり、PTAの研修会や各種懇談会、人権教育推進協議会等の場で話し合ったりすることが重要です。

### ■ 職業観を育む教育の促進

キャリア教育を進めることにより、旧来の「男性の職業」「女性の職業」といった固定的な考え方にはとらわれず、一人ひとりの希望と個性、能力に応じた職業選択ができる力を育てることが大切です。

### ■ 教職員の資質と指導力の向上

教職員自身が固定的な性別役割分担意識にとらわれていないか、男女共同参画の重要性を認識しているかなどについて、職場・家庭等での具体的な言動を通して振り返る機会を持つことが重要です。また、性を単純に男女に二分する考え方生きづらさを感じる性的マイノリティの存在をふまえ、性のあり方の多様性に関する理解を深めることも大切です。

\*6 1994年にカイロで開かれた国際人口開発会議において提唱され、今日、女性の人権の重要なテーマの一つとして認識される概念。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。

## 様々な人権に係わる問題を解決するための教育

### 高齢者の人権に係わる問題を解決するための教育

国においては、高齢社会の到来を見据え、1995(平成7)年に「高齢社会対策基本法」を制定し、一人ひとりが生涯にわたって幸福を享受できる社会の実現に向けて、対策を進めてきました。また、少子化や核家族化等により家族だけで介護を担うことが困難な状況を受け、高齢者とその暮らしを社会全体で支える取組も進められています。

高齢化率<sup>(\*)1</sup>は、2017(平成29)年9月には27.7%と過去最高となりました。その中で、高齢者に対する虐待や財産権の侵害等、多くの問題が発生しています。また、認知症高齢者の増加への対応や、高齢者が豊富な経験や知識を活かして活躍する機会を設けることの重要性も指摘されています。

このような状況をふまえ、学校教育においては、すべての世代の人々が人とつながりながら、生きがいを持って安心して暮らせる地域社会を築こうとする子どもを育むことが求められています。

そのためには、培ってきた経験や知識を高齢者から学ぶ活動や交流を通じて、その一人ひとりが様々な面を持ったかけがえのない存在であることを認識し、これまで社会や家族を支えてきた高齢者に対して尊敬や感謝の念を抱けるよう学習を進めることが大切です。また、高齢化率の将来推計等を資料等から読み取る中で、高齢社会における介護・福祉の問題を自分のこととしてとらえられるようにすることが必要です。さらに、高齢者と接した経験の少ない子どもが増加していることから、老化による衰えや認知症の症状について理解したり、心身の状況は個人差が大きいことに気づいたりする学習も大切です。

\*1 総人口に占める65歳以上の割合。

### 患者の人権に係わる問題を解決するための教育

※ 「患者」には、「元患者」や「感染者」も含んでいます。ここでは、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者を取り上げていますが、学習を行うにあたっては、学校の実態に応じて他の疾病等についても取り組むことが大切です。

#### (HIV感染者・エイズ患者)

世界保健機関(WHO)は1988年に、世界レベルでのエイズのまん延防止とHIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別の解消を目的に世界エイズデーを制定しました。これを受け、毎年12月1日を中心に、世界各地でエイズに関する啓発活動が行われています。国は、1998(平成10)年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を制定するなど、予防と偏見や差別の解消のための取組を進めてきました。

しかし、2007(平成19)年から2015(平成27)年まで、HIV感染者の新規報告が年間1,000件以上にのぼる状況が続いていることに加え、依然として誤解や偏見によって、日常生活・職場・医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起こっています。

このような状況をふまえ、学校教育においては、HIV感染者・エイズ患者に対して偏見を持ったり排除したりせず、共に社会で暮らそうとする子どもを育むことが求められています。また、子どもが自分を守ることができる力を育む取組も求められています。

そのためには、HIV・エイズについての正しい知識を持つことが不可欠です。特に大切なのは、感染経路<sup>(\*)1</sup>は、性的接触・血液感染・母子感染の3つに限られており、握手、せき・くしゃみ、プール・風呂の共用、飲料の回し飲み等では感染しないこと等を伝える

ことです。さらに、感染しても適切な治療を受けることにより、エイズの発症を抑えたり、感染する前と同様に生活したりできること等を知る学習も必要です。

また、手記等を通じてHIV感染者・エイズ患者の思いや願い、人権侵害の実態について知ったり、レッドリボン運動(\*)等の偏見や差別を解消するための草の根的な取組について学んだりすることも大切です。

加えて、子どもたちが自分を守るために、感染予防に関する知識や、保健所等で無料・匿名で検査を受けたり相談したりできること等について伝えることが求められています。

\*1 厚生労働省が2018(平成30)年に改正した「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」は、HIVの主要な感染経路は性行為であることから、性に関する適切な意思決定及び行動選択に係る能力が形成過程にある青少年に対して、HIVに関する知識の普及啓発を行うことが特に重要であるとしている。また、施策の実施において特別な配慮を要する層として「男性間での性的接觸を行う者」を挙げている。感染者の新規報告数や感染経路等は、厚生労働省の「エイズ発生動向年報」に詳しく記述されている。「性的マイノリティの人権に係わる問題を解決するための教育」(P. 22)も参照。

\*2 1990年頃にアメリカで、エイズによって亡くなった人々を追悼する気持ちと、エイズに苦しむ人々への理解と支援の意思の印として赤いリボンを身に付ける運動が始まり、その後、世界的な運動に発展した。レッドリボンは「エイズに関して偏見を持っていない」「エイズと共に生きる人を差別しない」というメッセージを表している。

### (ハンセン病元患者)

1996(平成8)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、長年にわたる国のハンセン病患者・元患者に対する隔離政策は終わりました。

しかし、入所者の多くは、長年の隔離政策の結果、家族や親族との関係が断たれたことや、社会の偏見・差別、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後もふるさとに戻れず、ハンセン病療養所に残らざるを得ない状況にあります。また、ハンセン病療養所の入所者であることを理由とした宿泊拒否事件等に象徴される、誤った認識や偏見に基づく差別の問題も深刻です。こうした偏見や差別のない社会の実現に向け、2009(平成21)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

このような状況をふまえ、学校教育においては、ハンセン病元患者に対する正しい知識を持つとともに、ハンセン病に係わる歴史的事実に学び、同じ過ちを繰り返さない社会をつくろうとする子どもを育むことが求められています。

そのためには、ハンセン病は、感染力が非常に弱いこと、感染しても発症するのはまれであること、仮に発症しても適切な治療で確実に治せること等について知る学習を進める必要があります。また、1940年代以降に治療法が確立し、確実に治る病気になった後も隔離が続いた歴史について、国として「悔悟と反省の念」を表明していることもふまえて学ぶことが大切です。

さらに、ハンセン病元患者の手記等を通じて、隔離政策によって家族と一緒に暮らせなかつたことや実名を名乗れなかつたこと、療養所での生活等について学んだり、今もなお社会復帰を困難にさせている状況について理解したりすることも大切です。

### (難病患者)

難病とは原因が不明で治療法が確立されていない疾患であり、患者は長期あるいは生涯にわたって治療を受ける必要があります。そのため、日常生活を送るうえで多くの支障が生じ、患者やその家族の経済的・身体的・精神的負担が大きいことが指摘されています。国においては、2013(平成25)年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を施行し、難病患者も障がい福祉サービスを受けることができることを定めました。2015(平成27)年には「難病の患者に対する医療等に関する法律」を施行し、公平かつ安定的な医療費助成制度の確立を図るなど、難病対策の充実を図る取組が進められています。

しかし、難病は、原因や治療法がはっきりしていないことや、社会の認知度が低いこと等から、難病患者やその家族が、周囲の誤解や偏見に苦しめられている実態があります。また、就職、結婚等に際しての差別も生じています。

このような状況をふまえ、学校教育においては、難病を正しく理解し、偏見にとらわれることなく難病患者を援助<sup>(\*)1</sup>し、共生していく子どもを育むことが求められています。

そのためには、「難病」というものが存在することを知るとともに、難病患者等の思いや願いに触れたり、難病患者等が強いられている様々な負担、直面している偏見や差別について知ったりする学習が重要です。

また、難病に限らず、長期に入院したり院内学級に在籍したりしている子どもに関しては、学級の大切な一員としてつながりを維持するとともに、医療機関と連携し、学校の支援体制や相談体制を整備することが大切です。

\*1 三重県では2018(平成30)年より、ヘルプマ クをデザインした「ヘルプカ ド」やストラップを配布している。ヘルプマ クとは、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人(義足、内部障がい、難病、妊娠初期の人など)が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的としたマーク。このマークについての学習は、難病患者を含む様々な援助や配慮を必要としている人々を支援する子どもの育成につながる。

### 犯罪被害者の人権に係わる問題を解決するための教育

国においては、2004(平成16)年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者等<sup>(\*)1</sup>のための施策を推進しています。三重県においては、2006(平成18)年に、犯罪被害者等への支援を行う「みえ犯罪被害者総合支援センター」を設立し、相談や病院・警察等への付添い、生活支援、メンタルケア等の活動を行っています。2015(平成27)年には「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設立し、性犯罪や性暴力の被害者の支援に取り組んでいます。

しかし、依然として、犯罪そのものやその後遺症による身体的・精神的・経済的な被害、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担によって、犯罪被害者等が苦しめられている状況があります。また、周囲の人々の噂や中傷、インターネット上の悪意のある書き込み、報道取材によるプライバシーの侵害等の二次的な被害に悩まされることもあります。加えて、これらの問題に対する社会の理解が十分とは言えない状況もあります。

このような状況をふまえ、学校教育においては、犯罪被害者等が置かれている状況について理解し、犯罪被害者等が平穏に生活できる地域社会を築こうとする子どもを育むことが求められています。

そのためには、犯罪被害者等の手記や「命の大切さを学ぶ教室<sup>(\*)2</sup>」で行われる講演等から、犯罪等から受けた様々な痛み、家族や生命の大切さ等について理解する学習が必要です。また、犯罪被害者等に対する支援体制や法の整備が進んできていることを理解するとともに、支援に携わる人々の思いや願いに触れたり、法律の意義について考えたりすることも重要です。これらの取組を進める際に大切なのは、「誰もが犯罪被害者等になる可能性がある」ということを子どもが認識し、自分の問題としてとらえていくよう学習を展開することです。

加えて、子どもの身のまわりにある噂や中傷、インターネット上の悪意のある書き込み等の問題点について考える学習を通して、二次的な被害を与えないための想像力や判断力を培うことが求められています。

\*1 「犯罪被害者等基本法」において、「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った人及びその家族又は遺族のことと定義されている。

\*2 中学生・高校生等を対象にした被害者・遺族の講演等の取組。三重県警察・みえ犯罪被害者総合支援センタ が開催している。

## アイヌ民族の人権に係わる問題を解決するための教育

国においては、1997(平成9)年に、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会をつくることを目的として「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以下、「アイヌ文化振興法」)を施行しました。また、2008(平成20)年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を国会で採択しました。これらに基づき、アイヌの人々の民族としての誇りを尊重しながら、文化の振興を図り、伝統等についての知識を普及・啓発するとともに、アイヌの人々の生活の向上を図るための取組が行われています。

2015(平成27)年には、内閣官房アイヌ総合政策室がアイヌの人々を対象に「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査(\*)<sup>1</sup>」を実施しました。この調査において「アイヌに対して、現在は差別や偏見があると思いますか」という設問に対して「あると思う(\*)<sup>2</sup>」と回答した割合は、72.1%でした。また、「差別を無くすために必要なことは何だと思いますか」という設問に対して「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」と回答した割合は、80.7%(複数回答)でした。

このような状況をふまえ、学校教育においては、アイヌの歴史・文化を尊重し、アイヌの人々に対する偏見や差別を許さない子どもを育むことが求められています。

そのためには、人権学習指導資料等を活用し、アイヌの文化や習慣、いわゆる同化政策等の歴史、権利回復のための運動、「アイヌ文化振興法」の内容や意義、アイヌの人々の先住民としての思いや願い等を理解する学習を進める必要があります。また、「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」等から、現在も残っている差別の解消の必要性に気づく学習も重要です。

松阪市の「松浦武四郎記念館」には、アイヌ民族との交流を深め、その文化を守ることに尽力した現在の松阪市出身の探検家・松浦武四郎の業績についての資料が展示されており、学校での学習に活用することができます。

\*1 対象は全国20歳以上のアイヌの人々1,000人。有効回収数は705人。この意識調査の後、全国20歳以上の日本国籍を有する者を対象とした「国民のアイヌに対する理解度に関する世論調査」も実施されている。

\*2 「あると思う」と回答した者に、その理由を質問した結果(複数回答)は、「漠然と差別や偏見があるイメージがある」(54.7%)、「家族・親族・友人・知人が差別を受けている」(51.4%)、「アイヌが差別を受けているという具体的な話を聞いたことがある」(51.2%)、「経済格差や教育格差がある」(45.9%)、「自分が差別を受けている」(33.6%)となっている。

## 刑を終えた人・保護観察中の人の人権に係わる問題を解決するための教育

国においては、2007(平成19)年に制定した「更生保護法(\*)<sup>1</sup>」や2016(平成28)年に制定した「再犯の防止等の推進に関する法律(\*)<sup>2</sup>」等に基づき、刑を終えた人・保護観察中の人が円滑に社会復帰できるよう取組を進めています。例えば、保護観察所等の国の機関をはじめ、保護司や各種民間ボランティア、雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって様々な支援が行われています。

しかし、刑を終えた人・保護観察中の人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、更正をめざす人にとって厳しい状況があります。

このような状況をふまえ、学校教育においては、刑を終えた人・保護観察中の人やその家族を孤立させず、立ち直りを支えることの必要性について理解し、犯罪・非行のない地域社会を築こうとする子どもを育むことが求められています。

そのためには、更正をめざす人たちが円滑に立ち直ることができるようとするための更生保護の仕組みや、立ち直りを支援する活動、それに携わる人々の思い等について理

解を深める学習が必要です。併せて、法律の意義やその整備が進んできたことを理解するとともに、刑を終えた人・保護観察中の人が置かれている状況やその背景にある偏見や差別について考え合う学習が大切です。その際には、「社会を明るくする運動(\*)<sup>3</sup>」の一環として行っている作文コンテスト(\*)<sup>4</sup>を活用することができます。

加えて、子どもが犯罪・非行に陥ることを未然に防止する取組も大切です。そのために必要なのは、問題行動を起こした子どもを孤立させたり排除したりしないよう仲間づくりを進めるとともに、福祉等の関係機関と連携した支援や教育相談の充実を図ることです。また、関係機関と連携しながら非行防止教室等を行ったり、刑法等の法律を知る学習を進めたりすることも大切です。そのことにより、犯罪・非行を未然に防止するだけでなく、自他の人権を大切にしようとする子どもを育てることにつなげることができます。

\*1 犯罪をした者に対し、職業や住居の確保に係る支援等をすることで、円滑な社会復帰を進める目的とした法律。

\*2 刑務所・少年院を仮釈放・仮退院した者や、執行猶予で保護観察に付された者に対する更生支援及び指導・監督の方法等、再犯防止のための更生保護制度について定めた法律。

\*3 すべての国民が犯罪・非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪・非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

\*4 作文の題材は「日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じしたことなど」としている。

## 性的マイノリティの人権に係わる問題を解決するための教育

国においては、2003(平成15)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を制定しました。また、同性カップルを、婚姻関係に相当するものとして認めるパートナーシップ制度(\*)<sup>1</sup>を取り入れる自治体も出てきています。文部科学省は、2016(平成28)年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」を公表しました。

三重県においては、2006(平成18)年より「三重県人権施策基本方針」で性的マイノリティの人権に係わる問題を取り上げ、取組を進めてきました。2016(平成28)年に策定した「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」や2017(平成29)年に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第5次計画」では、性的マイノリティを視野に入れた取組を進めることを明記しています。また、県の各種申請書・証明書等における性別欄についても見直しを図っているところです。

しかし、依然として、社会には同性愛者や両性愛者、自分のからだの性に違和感のある人たちに対する根強い偏見や差別があり、各種メディア等において性的マイノリティを笑いの対象にしている事例も見られます。このような偏見や差別のため、性的マイノリティの多くは、自分の性のあり方を隠して生活しています。さらに、自殺念慮を抱く割合が高いこと(\*)<sup>2</sup>も指摘されています。

このような状況をふまえ、学校教育においては、性のあり方は多様であることを認識し、性的指向や性自認に係わる偏見にとらわれない子どもを育むことが求められています。また、性的マイノリティを含め、すべての子どもが安心して過ごせる学校環境づくりを進めが必要です。

そのためには、性の多様性(\*)<sup>3</sup>に係わる基本的な知識を得たり、性的マイノリティの思いについて知ったりする学習が求められています。その際に大切なのは、多くの人々にとっては何でもない場面で生きづらさを感じている人が身近にいることに気づけるようにすることです。また、自分の性のあり方を見つめ直すことで、すべての人は性の多様性の一部に位置づけられることに気づき、性的指向や性自認に係わる問題を自己の課題

として受けとめる学習も重要です。

教科学習等において性のあり方や家族形態を取扱う際には、様々なあり方や形態があることに触れることが大切です。また、「たより」等の発行物で性的マイノリティに係わる情報発信をしたり、関連書籍を教室や保健室等に置いたりすることも重要です。こういった取組を積み重ねることで、性のあり方に係わって不安を抱いている子どもが安心でき、困ったときに相談しやすい環境をつくることができます。なお、子どもから相談を受け、他の教職員や保護者等と情報共有する必要がある場合は、本人の了承を得ることが大切です。

性の多様性については教育実践の蓄積が十分でない現状をふまえ、学習内容について、教職員が十分に認識を深めておくことが必要です。

\*1 三重県伊賀市では、2016(平成28)年に「伊賀市パトナシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行した。

\*2 自殺念慮とは「死にたいと思い、自殺することについて思い巡らすこと」。内閣府は「自殺総合対策大綱」を2012(平成24)年に改正した際、「自殺を予防するための当面の重点施策」として性的マイノリティについての理解促進を位置づけた。

\*3 国連等では、性的マイノリティについて、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった「SOGI」という語を用いて表現している。SOGIは「誰もがそれぞれの性的指向と性自認を持っている」という、性の多様性を前提としている。

## ホームレスの人権に係わる問題を解決するための教育

国においては、2002(平成14)年に制定した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(\*)1」に基づき、ホームレス(\*)2の自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスになることを防止する取組を進めています。また、就業の機会と安定した居住の場所を確保することによって、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援を行っています。こういった取組の影響もあり、全国のホームレス数は年々減少(\*)3しています。

しかし、失業や借金、家庭内の問題等が重なり合って、ホームレスにならざるを得ない状況にある人は依然として存在しています。加えて、法律が定義する「ホームレス」には該当しませんが、定まった住居を喪失し、簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境で生活している人々も存在しています。また、健康状態の悪化等により仕事に就くことが難しい、連帯保証人が見つからぬために住宅を借りることができない等、一度ホームレスになってしまふと社会復帰が容易にできないという問題もあります。さらに、ホームレスに対する無理解や偏見から生じる嫌がらせや暴行事件等の人権侵害も起こっています。

このような状況をふまえ、学校教育においては、ホームレスが置かれている状況や自立支援の必要性を理解し、ホームレスに対する偏見や差別を許さない子どもを育むことが求められています。

そのためには、ホームレスの手記等や支援者の活動をもとに、ホームレスにならざるを得なかつた事情や自立が困難な状況、支援の必要性について理解する学習が必要です。また、手記等を通して、嫌がらせや暴力を受けたホームレスの怒りや恐怖等の感情、生命の大切さ等について考える学習が求められています。その際には、暴力等の背景には偏見や差別意識があることに気づかせることが必要です。加えて「暴力を正当化することはできない」ということを前提に、加害者が置かれていた状況にも目を向け、社会全体の課題として考える視点を持たせることも重要です。

また、誰もが事故や病気、解雇等によって困窮状態に陥る可能性があることから、生活の安定が損なわれるような状況になった場合に活用できる社会保障制度について知る学習も必要です。その際には、「貧困等に係る人権課題」(P. 25参照)と併せて学習を進め

ることで、それがより効果的なものとなります。

- \*1 法律に基づき、2003(平成15)年、2008(平成20)年、2013(平成25)年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定している。
- \*2 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に、「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者と定義されている。
- \*3 2012(平成24)年「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」の結果では、全国のホームレス数は9,576人であったが、2017(平成29)年には、5,534人となっている。この調査は、法律が定義する「ホームレス」を調査客体とし、目視によって行われている。

## インターネットによる人権侵害

国においては、子どもを有害情報から守るため、2008(平成20)年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を制定しました。また、2013(平成25)年に制定した「いじめ防止対策推進法」や、三重県が2018(平成30)年に制定した「三重県いじめ防止条例」においては、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策について記載しています。

しかし、依然としてインターネットを介した、いじめ、差別を助長する書き込み、個人や団体等への誹謗中傷、プライバシーを侵害する行為、匿名性を悪用した無責任な情報や有害情報の発信等が発生しています。また、個人情報をインターネット上に公開してしまったために、被害を被ったり事件に巻き込まれたりする事案も発生しています。

このような状況をふまえ、学校教育においては、インターネットの特性を理解し、インターネットを通じて発信される情報内容を批判的に読み解き、安全に活用することができる子どもを育むことが求められています。

そのためには、人権学習指導資料等を活用し、誤ったものや悪意のあるものを含む様々な情報を読み解く力、発信する情報に対する責任感や情報を受け取る他者への想像力、自分に関する情報を自らが管理しコントロールできる力等を養う学習が大切です。また、保護者とインターネットに係わる課題を共有し、フィルタリングサービスやインターネット利用のルールを決める大きさ等についての共通理解を図り、子どもたちが被害者にも加害者にもならないよう、連携して取組を進めることが重要です。

さらに、学校や保護者だけでは解決が困難な事例については、違法・有害情報相談センター等の関係機関と連携することが必要です。

## 災害と人権

2011(平成23)年に発生した東日本大震災では、避難行動時・避難所生活時(以下、災害時)において、高齢者・障がい者等の特別な援助や配慮を必要とする人や女性への配慮が行き届かない状況が問題になりました。このことを受け、国は、「災害対策基本法」を2012(平成24)年に改正し、その後も改正を重ねています。また、2013(平成25)年、市町村等を対象に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を定め、避難所のバリアフリー化や、避難者に応じた情報提供の方法を工夫すること、相談窓口に女性を配置すること等の配慮事項を示しました。

三重県においては、2003(平成15)年度に策定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を、東日本大震災等で明らかになった課題をふまえて、2012(平成24)年度と2016(平成28)年度に、見直しを行っています。

しかし、災害時に様々な障がい者や外国人等にわかりやすく情報を伝えることや、避難所に女性や性的マイノリティがトイレやシャワーを使用しやすい環境をつくる

こと等の重要性についての理解が十分に広がっているとは言えない状況があります。2013(平成25)年に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」においては、「災害が発生した時の避難所では、みんなが困っているのだから、障がい者や高齢者、外国人など支援が必要な人に特別な配慮ができなくてもやむを得ない」という意見に26.5%の人が賛成しています。

このような状況をふまえ、学校教育においては、災害時に必要な援助や配慮について理解を深め、自分にできる行動をしようとする子どもを育むことが求められています。

そのためには、手記等を通じて、様々な人々が災害時に直面した困難について知ることが重要です。その際には、災害時のような非常時には人権を尊重する意識が薄まりがちになることをふまえ、とりわけ、特別な援助や配慮を必要とする人や女性等が直面した困難についての理解を深めることが必要です。さらに、そのときの思いについて考え合ったり、困難の中にある様々な人権侵害を知ったりする中で、非常時においても人権を尊重することの重要性について認識する学習が求められています。

また、「防災ノート」等を活用し、自分の学校が避難所になった場合を想定して、自分にできる援助や配慮を具体的に考える学習が求められています。加えて、地域の一員として行動できる力を育むために、学校と保護者や地域住民、近隣学校等が連携した防災学習や避難訓練等を実施することも大切です。これらの学習を通じて、「自分の命は自分で守る」ということを前提に、「避難所生活時には、自分が支援者となる」という意識を持てるようにする必要があります。

なお、東日本大震災発生時、原子力発電所事故に伴う放射能汚染に関する風評やデマにより、いじめ等の問題が生じたことをふまえ、風評やデマの問題点や危険性について考える学習を通して、メディアを読み解く力を育むための学習を進めることができます。

## 貧困等に係る人権課題

「平成28年国民生活基礎調査」(厚生労働省)の結果によると、2015(平成27)年の子どもの貧困率は13.9%であり、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分に満たない状況にあります。また、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)のうち、大人が1人の世帯の貧困率は、50.8%となっています。このような状況の中、家庭の経済状況や環境等により、子どもの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながることが危惧されています。

三重県においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、2016(平成28)年「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、今後の方針や取組を示しました。

このような状況をふまえ、学校教育においては、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されたり、貧困の連鎖によって閉ざされたりすることがないよう、経済的困難に起因して発生する様々な課題(\*)に対する取組を推進することが求められています。

そのためには、子どもや保護者との対話、家庭訪問、日記(生活ノート)の活用、教職員間の情報共有、福祉等の関係機関との連携等を通じて、貧困の状況にある子

どもの生活実態を把握し、そのうえで支援体制を整備する必要があります。例えば、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていなかったりする子どもに補充学習を行うとともに、学校・家庭・地域が連携・協力して学習支援や体験活動に取り組むことができます。また、学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム(<sup>※2</sup>)として位置づけ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの効果的な活用を進めるなど、福祉等の関係機関と連携した支援や教育相談も必要です。さらに、子どもや保護者等に就学援助や修学支援の制度等を活用できるよう情報提供を行うとともに、社会保障制度について理解する学習を進めることが重要です。

また、貧困の状況にある子どもが本来持っている力を引き出す取組を充実させる必要があります。そのためには、家族等との関わりや自分の生き立ち、日常生活を振り返る活動の中で、自分は大切な存在であることに気づかせ、自尊感情や学習等に対する意欲を高めていく取組が重要です。併せて、将来の自分の生き方について考えたり、就きたい職業や仕事への関心・意欲を高めたりする取組等を通して、将来への展望を持てるようになります。さらに、子どもたちが不安や悩み、生きづらさを出し合う中で、仲間とともに課題を乗り越えたり、自分で困難を克服したりする力を身に付ける取組の充実も求められています。これらの取組を進めるにあたっては、保護者と連携・協働を図っていくことが不可欠です。

\*1 三重県子どもの貧困対策計画では、子どもの貧困を「子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等)を抱えている状況」としてとらえている。

\*2 学校を核として、様々な関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするという趣旨で用いている言葉。

## 北朝鮮当局による拉致問題等

1970(昭和45)年頃から1980(昭和55)年頃にかけて、北朝鮮当局(<sup>※1</sup>)による日本人拉致が多発しました。2002(平成14)年の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は日本人を拉致したことを認め、謝罪しました。その後、5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ問題の解決に至っていません。2017(平成29)年現在、日本政府は17人を拉致被害者として認定しています。拉致は、日本の主権と国民の生命・安全に係わる問題であると同時に、重大な人権侵害です。日本は、2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。

このような状況をふまえ、学校教育においては、北朝鮮当局による人権侵害である拉致問題について子どもたちが関心と認識を深めることができます。

そのためには、拉致が様々な人権を侵害する行為であることを日本国憲法・世界人権宣言等と関連づけて学習する必要があります。また、拉致問題対策本部制作のアニメ「めぐみ」や手記等を活用し、拉致被害者及びその家族の様々な思いや考え方を知ることも重要です。

取組を進めるにあたっては、拉致問題は朝鮮半島につながりのある人々や北朝鮮で暮らす人々に責任を帰する問題ではないことを明確にすることが大切です。それらの人々に対する偏見や差別を生まないようにするとともに、朝鮮半島につながりのある子どもたち等に対して、拉致問題等を理由としたいじめや差別的言動が発生していないか、注意が必要です。

さらに、拉致問題を含め、国家等の権力による人権侵害は絶対に許されないこと

に気づかせる学習が重要です。

\*1 日本は、朝鮮民主主義人民共和国（通称：北朝鮮）を国家承認していないため、いわゆる「北朝鮮政府」を「北朝鮮当局」と表現している。